

各 位

令和3年8月20日
宮崎第一信用金庫
理事長 落合 眞一

不祥事件の発生のお知らせとお詫びについて

この度、まことに遺憾ながら当金庫におきまして、職員による不祥事件が発生致しました。本件の概要は下記のとおりです。信用を第一とし、社会的、公共的な役割を果たすべき金融機関としてこのような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省すると共に、被害に遭われたお客様をはじめ、日ごろからご愛顧やご支援を賜っておりますお客様、地域や会員の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、皆様からの信頼回復に向けて、再発防止に取り組んでまいる所存でございます。

記

1. 事件の概要

事故の概要	お客様からお預かりした普通預金および定期預金並びに定期積金から着服した現金にて、自己の遊興費（競艇）や借金の返済、着服した預金への補填弁済等を行っていたものです。 また、着服の他にも顧客に自動車ローンを実行するにあたり、その顧客から個人的に手数料を取ることを条件として、自動車ローンを実行するなどの浮貸し※を行っていました。
発生店	鷹尾支店・生目支店
発覚日	令和3年7月5日（月）
事故者	渉外職員（男性26歳）
発生期間	令和1年10月～令和3年7月現在
累計事故金額	現時点 30,707千円（被害者は4顧客、47件） また、11,990千円（3顧客、3件）を浮貸ししておりました。
事故金額	現時点 28,107千円 ※事故金額については、当金庫より弁済しております。（事故者及び親族からの弁済により）
発覚の経緯	お客様からの来店時における普通預金通帳の紛失再発行依頼の折、該当通帳が既に解約されていたこと及びその後警察署より預金調査等の捜査依頼があったことから、発覚致しました。 また、その後の内部調査により、他の不祥事件についても発覚したものであります。
事件の手口	イ) 高齢のお客様に対して、借用させてほしいなどと依頼し、お客様に普通預金の払戻請求書や定期預金および定期積金の解約依頼書を記入させて払い戻し、現金を着服。 ロ) 高齢のお客様より普通預金からの現金払戻を依頼され、通帳と払戻請求書を預かった後、払い戻した現金を着服。 ハ) 着服の他にも自動車ローンの架空取引による手数料詐取等の不正行為を実行。 ニ) 他行預金についても高齢のお客様に当金庫への預け替えを依頼し、お客様自身に預金を解約させ、当金庫普通預金口座に送金後、上記と同様に「お金を貸してほしい」などと偽り現金を着服。また、一部解約させ持ち帰った現金についても帰宅を見計らって訪問し、同様の依頼を行い、現金を着服。

※ 「浮貸し」とは、金融機関の役職員が、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介、債務の保証を行うことをいいます。金融機関の信用を損なう行為であり、出資法第3条により禁止されています。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様に対して、現時点で判明している事実関係を説明のうえ、深くお詫び申し上げるとともに被害金額については、当金庫より弁済しております。（事故者及び親族からの弁済により）

3. 当局・警察への届出

本事件については、既に警察に連絡するとともに、監督官庁等関係機関へ報告しております。
また、本事案については、いまだ被害額が十分把握できていないことなども踏まえ、告訴を行います。

4. 事故者及び理事長以下関係者の処分

事故者については、現在も余罪調査中であることから、処分保留となっておりますが、全容解明後、懲戒解雇処分とする予定です。

また、理事長以下関係役職員については、経営責任、管理・監督責任の上から、内部調査の結果等を踏まえ、当金庫の関係諸規程に則り厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

当金庫は、お客様や社会の信頼にお応えするため、信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして企業活動を遂行してまいりましたが、このような事件を発生させたことに対して、これまでの取組みが不十分であったことを深く反省致しております。

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、今後は二度とこのような事件を起こさないようコンプライアンス意識の更なる醸成とともに、内部管理態勢の一層の充実・強化に向けて役職員一同全力を挙げて取り組んでまいります。

また、現時点で把握している概要は上記のとおりですが、まだ、把握できていない事実もあるかもしれません。本件と同様の手口や当金庫との取引で疑義などございましたら、以下までお問合せ下さいませようお願い致します。

6. 本件に関するお問合せ先

宮崎第一信用金庫 総務部 コンプライアンス課 (担当者 高橋、上元)

Tel 0985-22-5111、(※17時30分以降 0985-22-5113)

Fax 0985-28-9560

以上